一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

ケープタウン事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
CAPE TOWN OFFICE（ケープタウン事務所）	Heerengracht, Cape Town, 8001, REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

㈡　廃止年月日　平成二十八年五月一日

○国土交通省告示第八百九十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

新潟事業所の変更

㈠　所在地の変更

変更前	新潟県新潟市北区松浜八丁目25番3号
変更後	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222

㈡　変更年月日　平成二十八年七月十九日

○近畿地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・三・百号西九条佐保線及び三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成二十八年七月十九日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市大安寺二丁目、八条二丁目、大安寺三丁目、恋の窪二丁目、大安寺西三丁目、恋の窪東町、大森西町、三条桧町及び三条栄町地内

使用の部分　奈良県奈良市大安寺三丁目及び大安寺西三丁目地内

○近畿地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・三・百号西九条佐保線及び三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成二十八年七月十九日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市大安寺二丁目、八条二丁目、大安寺三丁目、恋の窪二丁目、大安寺西三丁目、恋の窪東町、大森西町、三条桧町及び三条栄町地内

使用の部分　奈良県奈良市大安寺三丁目及び大安寺西三丁目地内

○近畿地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業七・六・百二号ＪＲ高架側道四号線

三　事業施行期間　自平成二十八年七月十九日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市大安寺七丁目及び大安寺三丁目地内

使用の部分　奈良県奈良市大安寺三丁目地内

○北海道開発局告示第百八十七号

十勝川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百四十号を次のように改める。

関係図面のうち、第五十五号図及び第五十六号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

北海道開発局長　今　日出人

（図面省略）

○京都府公安委員会告示第百四十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年七月十九日

京都府公安委員会委員長　石川　良一

一　名称　六代目会津小鉄会

二　主たる事務所の所在地　京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町百七十六番地の一

三　代表する者の氏名　馬場美次

四　代表する者の住所　京都府京都市南区東九条松田町百四十三番地十七

五　指定番号　六一一六―一（平成二十五年七月二十四日京都府公安委員会告示第百二十七号により公示した指定番号六一一三―一）

○広島県公安委員会告示第五十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年七月十九日

広島県公安委員会委員長　深田　成子

一　名称　五代目共政会

二　主たる事務所の所在地　広島県広島市南区南大河町十八番十号

三　代表する者の氏名　守屋　輯

四　代表する者の住所　広島県広島市西区横川町二丁目十五番十四―六〇一号

五　指定番号　七三一六―一（平成二十五年七月二十四日広島県公安委員会告示第五十号により公示した指定番号七三一三―一）

○山口県公安委員会告示第三十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年七月十九日

山口県公安委員会委員長　香川　敬

一　名称　七代目合田一家

二　主たる事務所の所在地　山口県下関市竹崎町三丁目十三番六号

三　代表する者の氏名　金　教煥

四　代表する者の住所　山口県下関市長府南之町五番九号

五　指定番号　七四一六―一（平成二十五年七月二十四日山口県公安委員会告示第三十五号により公示した指定番号七四一三―一）

○鹿児島県公安委員会告示第七十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年七月十九日

鹿児島県公安委員会委員長　野田健太郎

一　名称　四代目小桜一家

二　主たる事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市甲突町九番二十四号

三　代表する者の氏名　平岡喜榮

四　代表する者の住所　鹿児島県鹿児島市城山一丁目七番三十三号

五　指定番号　九六一六―一（平成二十五年七月二十四日鹿児島県公安委員会告示第七十六号により公示した指定番号九六一三―一）